

包括信用購入あっせん(1) —要件—



池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事、内閣府消費者委員会委員、経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会委員、適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。著書に『割賦販売法(クレサラ叢書 解説編)』(共著、勤草書房、2011年)ほか。

包括信用購入あっせんの定義

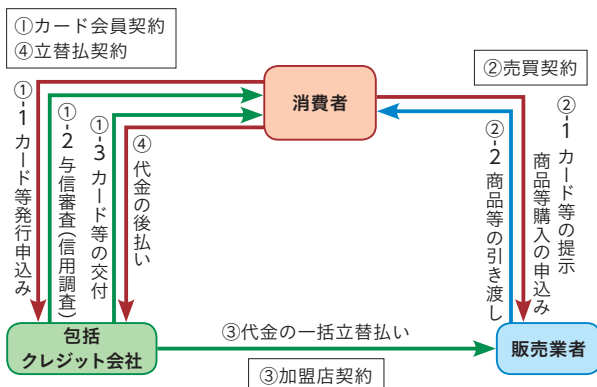
割賦販売法(以下、割販法)では、クレジットカードによる代金決済の取引を包括信用購入あっせん(包括クレジット)として定義づけています(割販法2条3項)。その要件は次のとおりです。

①クレジットカードまたは番号・記号を、消費者に交付または付与し、②消費者がそのカード等を提示または通知して、特定の販売業者・役務提供業者から商品・役務・権利を購入するときは、③その販売業者等に代金相当額を交付するとともに、④その利用者から2カ月を超える後払いまたはリボルビング払いで受領する取引、とされています(図)。

クレジットカードの交付または番号・記号の付与(要件①)

割販法は、包括クレジット会社と消費者との間のクレジットカード取引の基本契約の締結と

図 包括クレジットのしくみ



いう定義づけではなく、カード等の交付という事実行為によって規定しています。

クレジットカードを発行するに当たり支払い能力調査等の与信審査や支払い条件等の基本契約を締結しているため、消費者が販売業者に対しクレジットカード等を提示・通知することで本人確認ができれば、個別の与信審査を行うことなく商品代金の決済を行うことができます。

従来はプラスチックのクレジットカードの発行が一般的でしたが、インターネット取引でクレジット決済を利用するため、カードを発行しないで、ID番号とパスワードを付与して利用するカードレスのクレジット決済が登場しています。割販法は、番号・記号その他の符号を付与する方法も、包括クレジットの定義に加えています。なお、プラスチックカードではなく携帯電話やスマートフォンにクレジット決済機能を搭載する方式も登場しており、これも番号・記号等を付与する方法に含まれます。

Q&A

Q クレジットカードを貸与したり、紛失した場合のカード会員の責任は？

A クレジットカードの会員規約には、①包括クレジット会社が会員にカードを貸与する、②会員は善良なる管理者の注意義務によりカードを管理する、③会員はカードを第三者に譲渡・貸与してはならない、④第三者がカードを不正使用したときは、紛失・盗難の場合であっても、会員が支払い義務を負う、⑤ただし、会員がカードの紛失・盗難を知ったときは、遅滞なく紛失・

盗難届を警察署に提出したうえで、包括クレジット会社に所定の届け出を提出した場合、届出日の60日前以降の不正使用分につき支払い義務を免除する、⑥会員の故意・過失による紛失・盗難の場合または会員の家族・同居人等によって使用された場合は、支払い義務を免除しない、というような定めがあるのが通例です。この点は割販法には特に規定がありません。

クレジットカードは包括クレジット会社の所有物であり、会員に貸与しているものなので、会員は慎重に保管すること(善良なる管理者の注意義務)が要求されています。例えば、未成年者が親のクレジットカード番号を不正に利用してアダルトサイトやゲームサイトなどの有料サイト料金の決済を行ったケースなどでは、包括クレジット会社は家族による不正利用だから親の支払い義務は免れないと主張します。

しかし、クレジットカードの不正利用の防止は、会員側の管理責任だけではなく、カード加盟店による本人確認も不可欠です。ところが、カード加盟店による取り扱いの実態をみると、店舗取引で売上傳票に署名したときカード裏面の署名との照合をまったくしないで決済を終わらせるケースや、サイト画面での決済でカード番号と有効期限の識別情報の入力だけでカード利用を認める取り扱いが少なくありません。このようにクレジットカードの利用を受け入れるカード加盟店側の不正利用防止の措置が不完全な状態を放置して、カード会員にだけ重い管理責任を負わせるのはバランスを欠くとして、会員の責任を限定的に判断すべきであるという見解が有力です*1。

販売業者への提示または通知と商品等の購入(要件②)

クレジットカードをカード加盟店の店舗取引で利用するときは、カードを「提示」して会員番号や有効期限を読み取ることで識別します。テレホンショッピングではカードに記載されている会員番号と有効期限を読み上げて「通知」し、インターネット取引ではカードの会員番号と有

効期限をサイト画面に入力して「通知」し、照合することにより識別します。カードレスのクレジット決済の場合は、ID番号を入力して「通知」し照合することにより識別します。

さらに、店舗でのクレジットカード決済では、利用者が売上傳票に「署名」する方式と「暗証番号」を入力する方式がありますが、これもカード番号情報と合わせて本人確認手段の一部です(一定金額以下の少額取引では、これらを省略する取り扱いもあります)。インターネット取引では、会員番号と有効期限のほかに、3～4桁のセキュリティコード、4桁の暗証番号またはパスワードの入力を求める方法もあります*2。

「特定の販売業者」とは、包括クレジット会社とあらかじめ加盟店契約を締結し、クレジット決済を受け入れるカード加盟店を指します。包括クレジット会社が直接提携する加盟店のほか、他のクレジットカード会社が提携する加盟店でも利用できるオフアス取引のしくみについては、次回に解説します。

包括信用購入あっせんの定義規定(割販法2条3項)では、商品・役務・権利が適用対象とされていますが、書面交付義務や抗弁接続等の消費者保護規定の適用については政令指定権利に限定されています。2008年改正で指定権利制が残された点は特定商取引法(以下、特商法)と同じですが、特商法は2016(平成28)年改正において「特定権利制」に改正されたのに対し、クレジットを利用した権利の販売に関するトラブルはほとんど発生していないことから、この点について割販法の改正はありませんでした。

代金相当額の交付(要件③)

加盟店でのクレジット決済が承認されると、売買契約と立替払契約が同時に成立し、包括クレジット会社から加盟店に代金相当額の立替金を「交付」(通常は振込送金)します。代金相当額

*1 河上正二「未成年者による有料サイト利用と親のクレジット・カード不正使用」『消費者法判例百選』(有斐閣、2010年)230ページ。

*2 本人とカード会社にしか分からない暗証番号やパスワードを入力させる「3Dセキュア方式」が、不正利用防止対策として進められている。カード加盟店の不正利用防止義務については次回以降に解説する。

を交付する契約形式は、一般的には立替払委託契約の形式を採用していますが、定義規定には契約形式を規定しておらず、いずれの契約形式でも適用されます。これは、クレジット取引が広がった頃の契約形式として、金銭消費貸借契約、債権譲渡契約、保証委託契約等多様な契約形式が存在していたため、あえて「交付」という事実行為だけで定義を設けたのです。

Q&A

Q クレジットカードによるキャッシングとは？

A ほとんどのクレジットカードには、商品代金の立替払い機能のほかに、現金を借り入れるキャッシング機能が付いています。立替払い機能は、特定の販売業者による商品販売代金に充てるために代金相当額の立替払いを行うしくみであるのに対し、キャッシング機能は、カードを利用して金銭を借り入れ、それを何に使うかは消費者の自由です。仮に、消費者の判断で借入金商品代金の支払いに充てたとしても、包括クレジットに該当するわけではありません。キャッシングは、貸金業法に基づく貸金業務ですから、包括クレジット会社は貸金業者としての登録も行っています。

したがって、キャッシングにより借り入れた金銭を販売業者への代金支払いに充てた場合は、消費者と販売業者との間の商品購入等の契約が仮に無効・取消しとなる事案であっても、抗弁接続*3(割賦法30条の4)の適用はありません。

支払い条件(要件④)

消費者から包括クレジット会社への支払い条件として、2カ月を超える後払い(割賦法2条3項1号)とリボルビング払い(同項2号)を規定しています。以前には、2カ月以上かつ3回以上の割賦払いが割賦法の適用要件でしたが、2008年改正により、包括クレジットと個別クレジットについては2カ月超後払いとリボルビング払いを適用対象としました。

クレジットカード決済の取引高でみると、翌

月1回払いのマンスリークリア払いが88%を超える状況*4ですが、割賦法はマンスリークリア払いを適用対象にしていないので注意が必要です。マンスリークリア払いは、代金後払いの販売信用取引としての性格よりも、現金決済の代替手段という受け止め方が強いという見方から、割賦法の適用対象から外されており、2016年改正においてもその結論が維持されました。今後、マンスリークリア払いに関するトラブルが増えるようであれば、これを規制対象に加えることも再検討する必要があります。その場合、預金による即時決済方式であるデビットカード決済や、あらかじめ金銭を登録したうえで商品代金の決済に利用するプリペイド決済における消費者保護措置との関係も意識して議論することが必要です。

Q&A

Q 「後からリボ」にも割賦法は適用される？

A 「後からリボ」とは、消費者が販売業者から商品を購入するときにはマンスリークリア払いを選択し、支払日の数日前までに包括クレジット会社に電話やメールで通知することにより、リボルビング払いに変更できるという特約です。リボルビング払いは、割賦法により販売業者が書面交付義務(割賦法30条の2の3第2項)を負うため販売時の手間がかかりますが、マンスリークリア払いであれば販売業者の手続き的な負担がかかりません。包括クレジット会社は、リボルビング払いに変更すれば、加盟店から手数料を取得するほかに消費者からもクレジット手数料を取得できるメリットがあるため、近年は、「後からリボ」機能付きのクレジットカードが多数の包括クレジット会社で採用されています。さらには、商品購入時にはマンスリークリア払いで利用し、自動的にリボルビング払いとなるしくみのカードも登場しています。事前登録型リボ払い、自動リボ払い、リボ払い専用カードなどと呼ばれています。

マンスリークリア払いで代金決済を行った時点で割賦法の適用がなく、その後に加盟店を介

*3 「商品が引き渡されない」など、販売業者に対して生じている事由をもって、消費者がクレジット会社への支払いを拒むことができるしくみのこと。詳細は次回以降解説する。

*4 一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計 2016(平成28年版)」22ページ

在しないで支払い条件を変更しただけであるとみれば、後からリボルビング払いに変更しても割販法の適用はないと解する余地もあります。しかし、それでは割販法のリボルビング払いの規制が容易に脱法できることとなります。

そこで、「後からリボ」に変更可能な特約付きのクレジットカードの利用を認めた以上は、利用者が後からリボルビング払いに変更した場合は、割販法の適用を受けるものと解釈すべきであると主務省も解釈しています*5。「後からリボ」に変更した場合、包括クレジット会社は遅滞なく契約書面を交付する義務を負うほか、売買契約について抗弁事由があるときは包括クレジット会社に対し抗弁接続を主張できます。

適用除外

包括クレジットの要件に該当し、割販法の規制が適用されるためには、以下の適用除外に当たらないことの確認が必要です(割販法35条の3の60)。

(1) 購入者が営業のために若しくは営業として締結する契約に関するクレジット取引

割販法が消費者保護の法律であることから、購入者が「営業のために若しくは営業として」締結した商品購入等の契約に利用したクレジット取引は適用対象外とされます。ただし、営利目的であっても、特商法の連鎖販売取引に係る連鎖販売個人契約や業務提供誘引販売個人契約は適用対象に含まれます。また、事業者名で契約した場合であっても、主として個人用で利用する商品である場合や、個人と同視すべき零細事業者の契約の場合は、保護の対象として解釈できる余地があることは、特商法の取り扱いと同じです。

(2) 日本国外にある者に対するクレジット取引

日本の法律の効力の及ぶ範囲は日本国内に限られるため、海外で行われたクレジット取引には割販法の適用がありません。例えば、日本に居住する消費者が海外旅行に出掛けた先で、現地の販売店での商品購入契約についてクレジット決済を行った場合、国内の包括クレジット会

社のクレジットカードを国際ブランド会社の提携関係を通じて海外の販売業者で利用することとなりますが、海外でのクレジット取引は適用除外とされます。

これに対し、国内にいる者が海外のサイト業者とのインターネット取引で、国内の包括クレジット会社のクレジットカードによる決済を行った場合は、国内にいる消費者のクレジット取引ですから適用対象に含まれます。なお、日本の消費者と海外の事業者との間の消費者契約について、仮に契約条項により海外の法律を適用するという規定が定めてあっても、日本の消費者保護法の強行規定(クーリング・オフ、抗弁接続など)は適用されます(法の適用に関する通則法11条)。

(3) 国または地方公共団体が行うクレジット取引

国や地方公共団体は法律を執行する立場であり、規制対象から除外されます。

(4) 特別法に基づく組合・公務員団体・労働組合等がその構成員に対して行うクレジット取引

これらは団体内部の自治に委ねるのが相当であるという趣旨から適用除外としたものです。

(5) 事業者がその従業者に対して行うクレジット取引

事業者が従業者に対し福利厚生の一環として行う契約は、その事業者内部の自治に委ねるのが相当であるという趣旨から適用除外とするものです。ただし、求人募集に応募した者に対し断りにくい状況を利用して商品を売り付ける手口のように、従業員関係を悪用して商品を販売する場合は適用除外の趣旨を逸脱するものであり、原則に戻って割販法の適用を受けるものと解されます。

(6) 不動産の販売に関するクレジット取引

不動産の販売代金のクレジット取引は、住宅ローン政策の対象と考えられるものですから、適用除外とされています。

*5 経済産業省『割賦販売法の解説・平成20年版』49ページ